

## 子育て世帯への家事用品購入支援および 子育てサポート商品券事業の実施について

### 1 事業概要

#### (1) 家事用品購入支援事業

コロナ禍において、家事育児ヘルパー等のサービスが行き届いていない家庭に対し、お掃除ロボット等の家事用品の購入支援を行い、子育て家庭の負担軽減を図る。

児童が保育サービス等を利用していないことを条件とし、1歳または2歳の子どもを育てる家庭を対象に、1児童あたり5万円分の専用WEBサイト上で使用できるポイントを付与する。

#### (2) 子育てサポート商品券事業（区独自）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等の影響を受ける子育て家庭を支援するため、保育サービス等を利用する家庭も含めた幅広い子育て家庭を対象に、1児童あたり2万円の区内共通商品券を配布し、コロナ禍における子育てをサポートする。

### 2 対象者

下記の要件を満たす児童を養育する家庭。

- (1) 平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれのお子さんを養育している家庭。  
対象児が保育サービス等を利用していないことが条件。
- (2) 平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれのお子さんを養育している家庭。

### 3 申請方法

電子申請により申込みを受け付ける。なお、電子申請ができないご家庭については、紙カタログを送付するなど、別途、対応する。

### 4 スケジュール等

#### (1) 家事用品購入支援事業（対象見込人数4,700人）

基準日（住民票抽出日）：9月1日 ※その後の転入者も対象  
案内発送日：9月16日（予定）  
広報紙掲載日：9月21日号  
申込締切日：令和5年2月28日

#### (2) 子育てサポート商品券事業（対象見込人数10,300人）

基準日（住民票抽出日）：8月1日 ※その後の転入者も対象  
案内発送日：8月19日（予定）  
広報紙掲載日：8月21日号  
申込締切日：令和5年3月16日

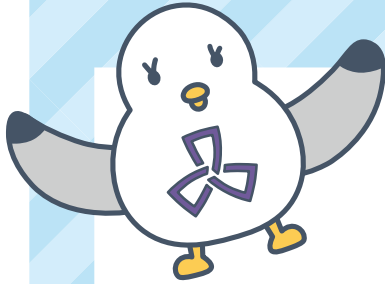
周知については、広報紙のほかに、児童センター、保育園、保健センターでのポスター掲出、チラシ配架を行う。また、区公式ツイッター、LINE、インスタグラムなどで情報発信する。

基準日以降の対象者には、転入手続きの際、戸籍住民課、地域センターにおいてチラシを配布する。

# 子育て

## サポート商品券

### (区内共通商品券)のご案内



品川区では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、令和4年度内に1歳および2歳のお子さんを育てている方に子育て支援として、お子さんひとりにつき2万円分の区内共通商品券を配布します。

申請は、電子申請(東京都電子申請サービス)を利用して行います。パソコンやスマートフォンなどがなく、申請できない方は、子ども家庭支援センターまでご連絡ください。

#### <対象者>

- 平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれのお子さんを養育している方
- 申請時に、対象のお子さんの住民票が品川区にある方

<申請期間> 令和4年8月から令和5年3月16日まで

#### <ご利用の流れ>

1. 申請 電子申請(東京都電子申請サービス)からお申込みください。



(入力データ内容:  
郵便番号・住所・お子さんの氏名・  
生年月日・申請者の氏名・お子さんからみた続柄・  
連絡できる電話番号・メールアドレスなど)

2. 審査 対象要件を満たしているか区で審査を行います。

3. 決定通知 メールにて交付決定をお知らせします。

4. 商品券交付 郵送で商品券をお送りします。※申請月の翌月下旬ごろ

<区内共通商品券の有効期間>  
5年間(詳しくは届いた商品券をご確認ください)

<区内共通商品券を利用できる店舗>  
品川区内の約2,000(大型店は除く)のお店でご利用になります。  
品川区商店街連合会のホームページでご確認ください。

品川商店街連合会



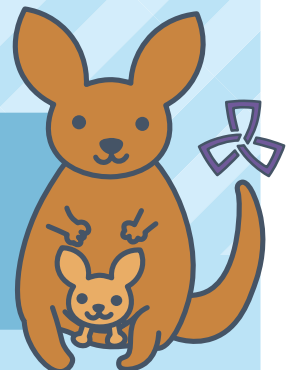
在宅で子育てをしている方(保育園等の利用が無い方)については、10月頃から「家事支援用品購入支援事業」の事業を予定しています。詳しくは、広報しながわやホームページをご確認ください。



アンケート



品川区は、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目的に「しながわネウボラネットワーク事業」を実施しています。妊娠から育児までの支援について、こちらのアンケート(無記名)にご協力をお願いします。



#### <問い合わせ先>

品川区子ども家庭支援センター 電話 03-6421-5281 FAX 03-6421-5238  
〒142-0043 品川区二葉1-7-15